



令和7年7月11日

報道関係者各位

広島市役所 総務部 市民窓口課

支援措置対象者に係る戸籍の附票の写しの誤交付について

支援措置対象者の戸籍の附票の写しを誤って相手方代理人(弁護士)に交付したことが判明しました。

※支援措置…DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者を守るため、被害者が指定する相手に対して、被害者の住所が記載されている書類（住民票の写しや戸籍の附票の写し等）の交付を制限する制度

1. 概要

令和7年6月23日、戸籍の附票の写し（支援措置対象者を含む世帯全員分）を、相手方代理人(弁護士)に誤って交付したものを。

2. 経緯

令和7年6月23日 窓口にて、相手方代理人(弁護士)から相手方の戸籍の附票の写し（世帯全員分）の請求を受付け、世帯全員分の戸籍の附票の写しを交付

令和7年6月24日 交付した職員が弁護士への依頼者が支援措置の相手側と気付く

3. 原因

交付した職員は、請求された戸籍の附票には支援措置対象者が含まれていることを確認していたが、一般的な弁護士からの請求として認識し、弁護士への依頼者が支援措置における相手であることの確認を怠り誤交付してしまった。

4. その後の対応

誤交付が判明した当日、支援措置対象者に謝罪を行うとともに、あわせて警察署へ連絡を行い、対象者の安全確保について依頼した。

5. 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、改めて事務の流れを確認し、マニュアルの見直し、改善を行いました。交付前確認書の様式を見直し、来庁での交付の際は請求者に記入してもらいます。また、交付制限対象者を明記し、複数の担当職員と管理職が確認するようにチェック体制を強化します。

関係職員へは、支援措置での被害者保護の重要性を改めて周知するとともに、再発防止に努めます。

＜本件に関する問い合わせ先＞

橿原市 総務部 市民窓口課

橿原市内膳町1丁目1番60号

TEL:0744-47-2730（直通）

担当：吉住・大場